

「展示会を活用した産学連携促進事業」管理運営業務委託
仕様書

1 趣旨

見本市・展示会の出展者及び来場者に対して、地元地域の大学、研究機関、産学連携推進組織が有する最新の研究成果等を紹介する機会を提供し、新たな商品やサービスにおけるイノベーションを促進し、社会実装の加速化を図ることで、当地域が強みを持つ学術・産業領域の交流の活性化を図ることにより、新たな展示会や学会の誘致促進を図り、当地域独自の新たなMICEスタイルを創出する。

については、今年度開催される「名古屋プラスチック工業展 2024」において、プラスチック関連分野学会と連携したシンポジウムを併催し、イノベーションの創出や交流人口の増加に伴う経済波及効果の創出といった都市経済の活性化を図る。

2 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 委託業務内容

(1) シンポジウムの開催

ア シンポジウムの企画・運営

- ・公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー（以下、「ビューロー」という。）と協議の上、シンポジウムの開催を企画すること。
- ・シンポジウムは後述する展示会の開催期間中に実施することとし、開催期間中3日間は毎日実施すること。シンポジウムに必要な展示物及び装飾や備品等（机・椅子・映像音響機器などシンポジウムを実施するうえで必要となる一切の備品・消耗品）を用意すること。（会場の本申込み及び利用料支払いも受託者が行う。）

※シンポジウムを開催する会場

会 場：ポートメッセなごや 交流センター 3階 第3会議室

収容人数：スクール形式108名 194㎡

*ビューローにて、会場の仮押さえ済

- ・シンポジウム登壇者候補を最低6名提案すること。具体的な候補者もしくは選定するための具体的なプロセスや手法を提案すること。
- ・シンポジウム登壇者は、以下の者を対象とすること。
 - i 大学教授等の有識者（准教授、講師も可。また、教授等に付随して大学院生等の学生が参加することも可とする。）であり、且つ展示会に親和性のある研究分野であること。
 - ii 展示会に親和性のある企業の社員であり、且つ展示会に親和性のある研究

分野であること。なお、事業開発部門担当者、事業決定権のある者、新事業開発部門や新ビジネス創出に意欲のある社員である方が望ましい。

iii 登壇者における謝金や交通費（移動、食事等）は、本事業費に含めること。

- ・登壇者選定に際し、ビューローが同行する必要がある場合に係る費用（首都圏移動費等1名1回分）は、本事業費に含めること。
- ・シンポジウム登壇者のうち、関連する学会と連携を取りながら、大学教授等と企業社員の双方から、事前にそれぞれ数名の登壇者を選定したうえで、事前に打ち合わせを行うこと。その際に、必要があれば、アドバイザー等を置き、有識者や企業社員のサポートを行うこと。
- ・シンポジウムでは、大学教授等の参加者と企業からの参加者の両方が、それぞれ自身の研究内容や技術の特徴・将来可能性などを発表（プレゼン）するプログラムとすること。
- ・シンポジウムの形式として、一人が話す講演会、セミナー、または数名がパネラーとして討論を行うパネルディスカッションとすること。
- ・後述する展示会のテーマに沿い、集客効果が見込まれるもの、同展示会の出展者・来場者が興味を持つ内容とすること。
- ・十分な知識と経験を有した全体コーディネーターを置くこと。また、当日は、運営スタッフを必要数配置すること。

※シンポジウムを併催する展示会

- ・名称：名古屋プラスチック工業展 2024
- ・テーマ：プラスチックが創る、サステナブルな未来へ。
- ・会期：令和6年11月20日（水）～22日（金）
- ・時間：10～17時
- ・会場：ポートメッセなごや 第3展示館、会議ホールほか
- ・主催：中部プラスチック連合会、(一社)中部日本プラスチック製品工業協会、日刊工業新聞社

イ シンポジウムの広報

- ・シンポジウムへの来場者を促進するため、効果的な広報を計画し、事前及び当日に実施すること。

目標値：1回のシンポジウム開催につき最低来場者50名以上

ウ その他自由提案

- ・上記以外に、本事業の趣旨を達成するために受託者において実施可能なことがある場合は提案すること。

(2) ネットワーキングスペースの設置

ア ネットワーキングスペースの企画・運営

- ・ビューローと協議の上、シンポジウムの参加者と展示会の参加者の双方が会場を行き来し、参加者同士が自由に交流できる場「ネットワーキングスペース」の設置を企画すること。
- ・ネットワーキングスペースは、展示会場内ブースに設置することとし、開催期間中3日間実施すること。また、ブースは最低6小間以上とし、ネットワーキングスペースに必要な展示物及び装飾、備品や電源等（机・椅子・映像音響機器などネットワーキングを実施するうえで必要となる一切の備品・消耗品）を用意すること。（主催者への申し込み及び出展料支払いも受託者が行う。）

URL: <https://biz.nikkan.co.jp/eve/nagoya-platen/exhibitors.html>

- ・シンポジウム登壇者と事前打合せを実施し、ネットワーキングスペース内へシンポジウム登壇者の研究発表ポスターやパネル、展示物を用意すること。
- ・ネットワーキングスペース内では、参加者同士のマッチング／交流が促せるようにプログラムの工夫を施すこと。
例) コーヒー等が提供できるようなドリンクコーナー設置等
- ・ネットワーキングスペース内への来場を促進するため、効果的なプログラムの企画を提案すること。
- ・十分な知識と経験を有した全体コーディネーターを置くこと。また、当日は、運営スタッフを必要数配置すること。

イ ネットワーキングスペースの広報

- ・ネットワーキングスペースへの来場を促進するため、効果的な広報を計画し、事前及び当日に実施すること。 目標値：1日最低来場者300名以上

ウ その他自由提案

- ・上記以外に、本事業の趣旨を達成するために受託者において実施可能なことがある場合は提案すること。

(3) 開催後のアフターフォロー

- ・本事業の効果測定として、シンポジウム及びネットワーキングスペースの来場者数及びマッチング件数について計測するとともに、有効な指標を設定し、測定すること。 目標値：マッチング件数6件以上
- ・本事業の成果としてマッチングが実現されることを目指し、シンポジウム及びネットワーキングスペース来場者のアフターフォローを行うこと。

(4) その他

- ・受託者とビューローとの役割分担など、実現可能な業務推進体制、具体的なスケジュールを定めること。

4 業務の報告

- (1) 受託者は、業務終了後、令和7年2月末までに、業務内容及びその会計に関する報告書をビューローに提出し、令和7年3月31日までに完了検査を受けること。
- (2) 業務内容報告書は、シンポジウムの開催の記録、ネットワーキングスペースの設置の記録、本事業開催後のアフターフォローの記録、本業務による成果の記録など、ビューローと協議したうえで、履行した業務内容を正確かつ簡潔に取りまとめ、データ及び原本を提出すること。

5 受託者の責務

- (1) 本業務を遂行するにあたり、参加者との間で生じたトラブル等については、受託者が責任を持って対応すること。
- (2) 受託者は、業務上必要な事項を熟知の上、法令規則、本仕様書、別記にある特約条項等及びビューロー職員との協議により業務を行うこと。
- (3) 一括再委託の禁止 受託者は、本事業の全部を一括して再委託できない。なお、本事業の適正な履行を確保するため、受託者が本事業の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、ビューローの承認を受けること。
- (4) 信用失墜行為の禁止 受託者は、名古屋市及びビューローの信用を失墜する行為をしてはならない。再委託を行った場合は、再委託先も同様とする。
- (5) 受託者は、本事業において知り得た情報について、管理・保管に十分留意するとともに、外部へ漏洩させないこと。再委託を行った場合は、再委託先も同様とし、その管理監督責任は受託者が負うものとする。また、別記「公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー個人情報取扱注意事項」を遵守すること。
- (6) 本業務における成果物及びその著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう）は、無償でビューローに帰属するものとする。中間成果物として納品された図面や写真等は、契約期間中であっても受託者の承諾無く自由に使用でき、期間以降も同様に使用できるものとする。
- (7) 本業務における成果物は、著作権等の処理を済ませた上で納入すること。なお、著作権等に関する紛争が生じた場合は、すべて受託者の責任と負担で対応すること。
- (8) 他者の著作権等を侵害することのないよう、十分配慮すること。
- (9) 妨害又は不当要求に対する届出義務 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。）を受けた場合は、発注者へ報告し、

警察へ被害届を提出しなければならない。また、受託者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

- (10) 障害者を理由とする差別の解消の推進 受託者は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。また、適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。なお、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。また、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
- (11) 本事業の実施にあたっては、事前にビューローと十分に調整すること。
また、受託期間中を通じ、進捗状況や今後の進め方等について逐次ビューローに報告するとともに、必要に応じて打合せを実施すること。
- (12) 受託期間中は、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者（ビューローとの連絡調整担当者）を配置し連絡調整、打合せ等を実施すること。
- (13) 本事業を遂行する上で必要な一切の経費は、受託者が負担すること。

6 その他

- (1) 受託者は、ビューローが実施する事業を把握し、それぞれの事業と連携して相乗効果を発揮するよう努めること。
- (2) 本仕様書は委託内容の概要を示すものであり、その他軽微な事項及び本書に記載のない事項であっても、契約金額の範囲内で実施すること。
受託者は、業務上において疑義が生じた場合はビューローに報告し、協議の上で業務を遂行すること。なお、ビューローと受託者の協議にかかる最終判断はビューローが行うものとする。
- (3) ビューローが提供した資料については業務終了時まで返却すること。
- (4) 契約締結業者は宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないことが条件とする。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項は、ビューローと受託事業者の協議により決定するものとする。